

児童手当 受給事由消滅届

阪南市長 様

受付印

提出年月日

受給者	フリガナ 氏名 (法人名等)			生年月日		
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 阪南市		今後も連絡可能な電話番号		
消滅した受給事由	1. 受給者が日本国内に住所を有しなくなった 2. 受給者が他の市町村（特別区を含む）に転出した 3. 受給者が児童と別居することとなった（単身赴任の場合を除く） 4. 未成年後見人でなくなった 5. 父母指定者でなくなった（児童の生計を維持する父母等の帰国） 6. 児童について、次の事実が生じた ① 死亡した ② 監護しなくなった ③ 生計を同じくしなくなった ④ 生計を維持しなくなった ⑤ 日本国内に住所を有しなくなった（留学を理由とするものを除く） ⑥ 児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院した ⑦ その他（ ） 7. その他（ ）					
	該当するものを○で囲んでください					
6の場合における児童の氏名						
消滅事由の発生した年月日						
備考	☐ 転出・転居等の後、今後も連絡可能な電話番号の記入（携帯電話 可） ☐ 転出先における受給者変更の有無（有の場合→今月中新規申請を推奨） ☐ 消滅後、振込がある場合、翌月10日時点の口座は、（ 変更なし ・変更あり ） 銀 行 支店 婚姻の場合 信用金庫 口座番号 農 協 （普通・当座） （ 旧姓 ・ 新姓 ）					
	☐ 離婚や離婚前提別居が理由の監護なしの場合は、提出者を確認（本人以外が提出した場合は、後日、本人に電話し、自筆記入か確認）（消滅届提出者は 受給者本人 ・ 本人以外 ） ☐ その他（ ）					
◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。 ◎ ※印の欄は記入しないでください。		※受付者 ※受給者番号				

(裏面)

注意

- 1 受給者が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を変更したことにより児童手当の受給事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当の受給者であることを書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、6の⑦又は7を○で囲んだ場合は、() 内にその理由を具体的に記入してください。
- 2 全ての児童が18歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
- 3 「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 6の⑥は、児童自立生活援助、委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。